

給与計算システムの「月次減税特別控除額(可能額)」と 年末調整システムの「年調減税額」との関係

～令和6年6月2日以降に、①入社、②扶養親族が追加、③扶養親族が死亡、④退職した場合～

① 入社した場合・・・給与で控除していない場合は、年末調整で年調減税額を計算します。

『e-PAP給与計算』

6/2入社 特別控除額(可能額) 0円

社員情報登録・訂正
65125 定額減税説明用 法人 令和6年1月1日 ~ 令和6年12月

社員情報
扶養情報
社員コード: 104 令和6年6月2日 入社
総務部
月次減税 対象外
特別控除額(可能額) 0 特別控除残 0

『e-PAP年末調整』

12月末時点 年調減税額 30,000円

社員データ入力
65125 定額減税説明用 法人 令和6年1月1日 ~ 令和6年12月31日

本人・扶養情報
社員コード: 104 総務部
令和6年6月2日 入社
年調計算: 自動判断
支払報告書作成: 受給者 する 市町

年調減税額 30,000

② 扶養親族が追加になった場合・・・年末調整で、追加人数を含めて年調減税額を計算します。

『e-PAP給与計算』

6月時点 扶養なし (特別控除額 30,000円 本人分のみ)

社員情報登録・訂正
50200 国税商事株式会社 法人 令和6年1月1日 ~ 令和6年12月31日

社員情報
扶養情報
社員コード: 100 扶養 追加
源泉扶養数: 0
特別控除額(可能額) 30,000 特別控除残 0

No.	※氏名	フリガナ	マイナンバー	クリア	続柄	生	控除対象扶養人数
1	11月生まれ	年少	11か	未入力	子	令和	0

『e-PAP年末調整』

12月末時点 扶養者1名あり (年調減税額 60,000円 2人分)

社員データ入力
50200 国税商事株式会社 法人 令和6年1月1日

本人・扶養情報
社員コード: 100 扶養 追加
年調減税額 60,000

年調減税額と、給与の特別控除(可能額)が異なる場合は、
インフォメーションが表示されるようになっています。

6月以降の給与支給時の
特別控除額(可能額)は
30,000円です。

No.	※氏名	フリガナ	マイナンバー	クリア	続柄	生年月日	年齢	※扶養区分
1	11月生まれ	年少	11か	未入力	子	令和6年12月3日	0	自動判断

③ 扶養親族が亡くなった場合・・・亡くなった方も年調減税額の計算に含めます。

問 令和6年6月の時点では扶養親族であった親族が、年の途中で亡くなりました。その親族は、年調減税額の計算に含めますか。

[A]

令和6年6月の時点では扶養親族であった親族が、年の途中で死亡した場合については、その親族の死亡の日の現況で扶養親族であると判定されるのであれば、年調減税額の計算に含めることとされています。

『e-PAP給与計算』

『e-PAP年末調整』

④ 退職した場合・・・年調不要となる為、年調減税額は計算されません。

『e-PAP給与計算』

『e-PAP年末調整』